

「令和2年度第1回裾野市空家等対策協議会」への意見

氏名	所属等	議題（1）「裾野市空家等対策計画の進捗状況〔報告〕」に対する意見	議題（2）「特定空家等に対する対応〔協議〕」に対する賛否および意見
こいずみ ゆういちろう 小泉 祐一郎	静岡産業大 学情報学部 教授	文書指導などにより、解決もされていることは、素晴らしい成果であると思います。	【賛成】 文書指導に従わない場合、勧告はすべきであると考えます。 命令をするかどうかは、特に必要があるかどうかの判断の問題になると考えます。
おののだ かつまさ 小野田 勝正	裾野市区長 連合会会長	過去5年間の相談・指導・改善状況は、苦情44件に対し32件が解決しましたので、所有者調査、文書指導等の対応による効果が認められます。 敷地内の立木、雑草処理、建物の老朽化に関する苦情が、9割以上を占めていることから、今後も土地・家屋の適正な維持管理が難しくなり、周辺住民に迷惑が掛かる事案が増えていくことが考えられます。区長会と連絡を密にし、また専門家団体等と連携し、土地・家屋の所有者を把握し、文書等での連絡により、空き家の減少、解消に努めてもらいたいと思います。	【賛成】 該当家屋については、屋根の一部が崩落し、外壁等の傷みがひどい状況です。 万が一、火災が発生した場合は、住宅密集地区に建っているため、周辺に延焼し大規模な被害が想定されますので、勧告が妥当と考えます。
ほしの こうじ 星野 浩二	静岡県くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課長	特に意見はありません <意見ではなく気が付いたこと> 資料4-2の「2 協定を締結した専門家団体」において、静岡県行政書士会が重複している。(2行目を削除) (事務局回答：ご指摘のとおり誤りのため、修正させていただきます。)	【賛成】 <意見ではなく気が付いたこと> 資料の4-6の「1 要旨」において、2行目の「その後、令和2年11月19日付けで市長が「特定空家等」に認定・・・」とあるが、令和元年11月19日の誤りではないか？ (事務局回答：ご指摘のとおり誤りのため、修正させていただきます。)
たき もとき 滝 基樹	一般社団法人静岡県司法書士会	資料4-5 1 空家に関する苦情と解決件数について ①所有者調査によって、所有者特定に至らないものはどのようなケースか。 ②平成31年の所有者特定件数が非常に少ないが、どのような理由か。 ③所有者特定作業を専門家や協定団体等へ委託したケースがあるか。 また、今後委託することを検討しているか。 (事務局回答：平成31年の所有者特定件数は87件の誤りであり、ほぼ特定に至っております。特定に至らないものは、法定相続人全員が相続放棄していたり、海外渡航以降の足取りがつかめないケースがあります。現在のところ、所有者特定作業を委託した事例や委託する予定はありません。)	【賛成】 ①助言・指導を経ても改善されておらず、現在の特定空家等の状態や近隣住宅への悪影響等を鑑みれば、勧告はやむを得ないものとする。ガイドラインに則って適切に進めていただきたい。 ②勧告の際の「相当の猶予期限」について、どの程度の期間にするのか、どのように期間を決定するのか参考にご教示いただきたい。 (事務局回答：相当の猶予期限とは、社会通念上又は客観的にみて合理的な期間をいいます。本件の場合、現在、所有者が、抵当権の抹消登記、土地の売却および建物の解体を予定しており、それに要する期間を合計した、おおむね半年程度を想定しています。)
すずき かずふみ 鈴木 一史	公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会	特に意見はございません。	【賛成】 ・平成27年より流れに沿って措置を行っていますが、所有者の売却の意思があっても抵当権などのいろいろな問題で売却できないのであれば、行政、民間共同で解決策をもっと模索する必要があるのではないのでしょうか？ ・区画整理内の物件であるため、所有者としては判断できないこともあると思う。区画整理の進捗が遅いため、判断ができない。または区画整理が来た時に処理を希望していることも考慮したほうが良いと思う。 ・接道などない物件のようですが、実際に解体工事が可能なのでしょうか？(事務局回答：接道はありませんが、隣接地の協力(駐車場等を利用)を得て解体工事は可能と考えております。)
むらまつ あきのり 村松 昭規	公益社団法人静岡県建築士会	特にありません	【賛成】 これからも状況を判断して、適切に法律に従い対応していただきたい。
かつまた りゅうじ 勝又 隆治	静岡県土地家屋調査士会	特にありません	【賛成】 10月の助言・指導書の措置期限までに措置内容の対応がないのなら勧告することは異議はございません。